

平成26年8月26日（火）  
自民党厚生労働部会 開始時  
解禁（12:00メド）

# 平成27年度 主な税制改正要望の概要 （案）

平成26年8月  
厚生労働省



【照会先】（代表電話）03(3595)1111  
社会保障担当参事官室（直通電話）03(3595)2159  
室長補佐 荻原和宏（内線7706）  
政策第二係長 吉田啓（内線7693）  
労働政策担当参事官室（直通電話）03(3502)6726  
室長補佐 岸田京子（内線7726）  
政策第一係長 安藤卓也（内線7720）

# 目 次

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充・・・・・・・・ 2
- 若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設・・・・・・・・ 5
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等・・ 6
- 医療に係る消費税の課税のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る  
軽減措置の存続・・ 9
- 社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 研究開発税制（総額型）の控除限度額拡充の恒久化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 社会福祉法人制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長・・・・・・・・ 16

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税等)

### 要望内容

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業についての税制上の所要の措置

(※) 幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等については、平成26年度に措置済み。

- 利用者支援事業についての税制上の所要の措置
- 放課後児童健全育成事業についての税制上の所要の措置
- 一時預かり事業（訪問型）についての税制上の所要の措置 等

### 要望の背景

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下で、

- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ・ 保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）
- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実

等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。

### 要望の必要性

新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引上げによる財源によって、幼児教育・保育や子育て支援の質・量を充実させるものである。

幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから各種税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施に当たっては、新たに市町村認可事業として位置づけられる家庭的保育事業等に対しても同様に所要の税制措置を講ずることが必要である。

また、地域子ども・子育て支援事業である利用者支援事業、放課後児童健全育成事業及び一時預かり事業等についても、子ども・子育て支援を更に充実していくため、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。

# 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充

(所得税、法人税)

## 要望内容

企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。また、企業がさらなる両立支援に係る取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。

## 現行制度

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。



### ①くるみん認定を受けた場合

#### 1. 適用期限の3年間の延長

平成27年3月31日



平成30年3月31日

#### 2. 割増償却の対象資産の拡充

全ての建物及びその付属設備



全ての建物及びその付属設備  
+  
機械及び装置、車両及び運搬具  
※上記減価償却資産は、業務効率化・  
生産性向上に資するものである。

#### ※ 割増償却の適用期間

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた日を含む事業年度

### ②プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合

#### 1. 適用期限

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 2. 割増償却の適用期間

認定を受けた事業年度から3年間

#### ※ 割増償却の対象資産

全ての建物及びその付属設備、機械及び装置並びに車両及び運搬具

## 要望の必要性

- 「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定)の第Ⅱ3つのアクションプランでは、女性の活躍推進で、「改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡充する」とされている。
- 参議院厚生労働委員会の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成26年4月15日)で、「次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を構ること」とされている。

## 若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設（所得税、法人税）

### 要望内容

企業における若者の人材確保・育成に係る取組をより一層推進するため、若者育成認定企業（仮称）が取得等した研修施設等の建物やOA機器等の設備についての割増償却制度を創設する。

※ 若者育成認定企業（仮称）

：若者（35歳未満程度）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表し、離職率や所定外労働時間数等の一定の要件を満たした中小企業等を認定（平成27年度より）。

### 現状（要望の必要性）

- 次期通常国会への提出に向けて「若者雇用対策法」（仮称）を検討している。
- 本法では若者の採用・育成に積極的であり、就職後の定着状況等に関する一定の要件を満たしている企業については、厚生労働大臣が認定する仕組みを設けることとしている。
- 認定を受けた中小企業等への人材確保・育成の取組を支援することが、中小企業等への若者の定着を促し、中長期的成長を促進する上で極めて重要。

### 〈参考〉

○ 「「日本再興戦略」改訂 2014」－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）－抜粋－

#### 第Ⅱ 3つのアクションプラン

##### 一、日本産業再興プラン

##### 2 雇用制度改革・人材力の強化

##### 2-2 女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### ii) 若者・高齢者等の活躍推進

##### ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進

就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の施策をはじめとする総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。

・ 「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。

## セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設（不動産取得税）

### 要望内容

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や、一定の品目数の一般用医薬品等を販売する等、適切な販売体制などを有する薬局（健康ナビステーション（仮称））のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を創設する。

### 現状と要望の必要性

- ・「日本再興戦略」には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、またいわゆる社会保障プログラム法でも、政府は個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行うこととされている。
- ・平成26年度与党税制改革大綱では、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制のあり方について検討することとされている。
- ・セルフメディケーションの推進を図るためには、国民が気軽に健康等に関する相談を行うことができる環境や、専門家の適切なアドバイスの下で一般用医薬品等を安全かつ適切に使用できる環境を整備することが重要。
- ・この点、薬局は、薬剤師が常駐し、健康等に関する相談に応じられるほか処方薬の薬歴も踏まえて一般用医薬品等の使用に関する適切な情報提供等を行うことが可能であるため、セルフメディケーション推進のための拠点となることが期待されている。
- ・こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーション推進を図るため、健康ナビステーション（仮称）（※）に対する税制面での支援措置を講じ、薬局の積極的な取組を促進することが必要である。  
（※）あわせて、健康ナビステーション（仮称）を住民に公表する仕組みを検討中。

# セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

(所得税、個人住民税)

## 要望内容

- セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。
  - 具体的には、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間2.5万円以上購入した世帯に対して、最大50万円までを所得控除の対象とする。
- (※) この制度による控除と現行の医療費控除の両方の適用を受けることは不可。(両制度の控除条件に該当する場合には、どちらかの制度を選択する。)

## 現状と要望の必要性

- ・ 医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、国民自らが自己健康管理を進めるセルフメディケーションを推進することが重要。
- ・ 「日本再興戦略」では、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、また、いわゆる社会保障プログラム法でも、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討を行うこととされている。
- ・ 一方、現行の医療費控除制度は自己負担額が10万円を超えない場合には対象とならないため、セルフメディケーションに取り組んでも、医療費控除の対象外となる場合がある。
- ・ セルフメディケーションの推進を図るため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を設けることが必要。

# 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等(1)

(たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税)

## 要望内容

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下を要望する。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② 紙巻たばこ旧3級品の税率の経過措置を廃止する。
- ③ かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

### ①たばこ税及び地方たばこ税の税率を引上げ

○ 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べ約4.5倍高く、また、喫煙は慢性閉塞性呼吸器疾患(COPD)による死亡原因の約5割を占めるとされる等、**喫煙による健康影響は明らか**となっている(日本における喫煙による死亡者数は年間約13万人と推定される)。

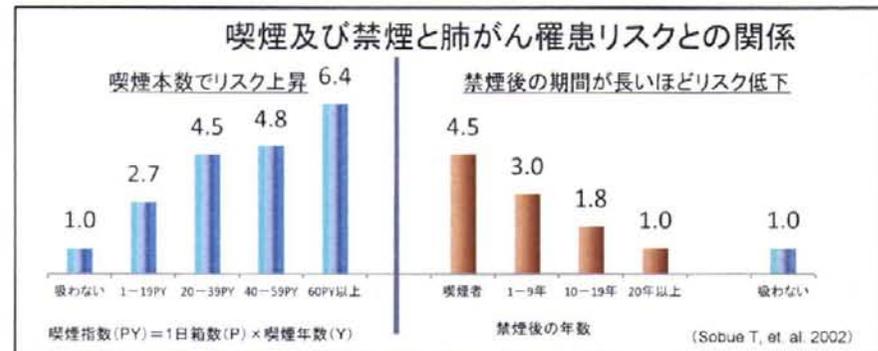
○ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」では、たばこの需要を減少させるため、価格及び課税に関する措置を実施することが求められている。

○ **たばこ価格の増加はたばこの消費抑制につながる**(2010年の110円/箱程度の値上げ(税率は70円/箱の上昇)により、2011年度のたばこ販売数量は2009年度比15%減)ため、国民の健康の観点から、**たばこ税の引上げを要望する**。

### 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)

日本：平成16年6月受諾、平成17年2月発効(締約国数：178カ国(平成26年7月現在))



# 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等(2)

(たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税)

## ②紙巻たばこ旧3級品の税率の経過措置を廃止

○ 紙巻たばこ3級品(旧3級品)は、高齢者が多く愛用しているため消費が減っており、採算が採れなくなることはないよう、これまで、第1種紙巻たばこの2分の1に税率を軽減する経過措置が置かれてきた。

○ しかし、2010年度税制改正(たばこ税増税)後、銘柄別売り上げが上位10位内に入るほど伸びてきている。こうした近年の消費量上昇を踏まえると、長年使用してきた高齢者以外の使用が増えていると推測されるため、他の製造たばこの税率との整合性を図り、もって国民の健康増進に資するため、紙巻たばこ3級品(旧3級品)の経過措置の終了を要望する。

## ③かぎ用の製造たばこ等の課税の換算方法の見直し

○ 現在、第4種(刻みたばこ)、かみ用及びかぎ用の製造たばこに関しては2グラムを第1種(紙巻たばこ)1本と換算して、課税を行っているが、たばこに含まれるニコチン含有量を測定すると、かぎ用製造たばこ2gのニコチン含有量は紙巻き1本の2倍以上である(第4種も同様)。

○ 近年、国内でかぎ用の製造たばこの販売が開始されるなど、健康の観点から消費の抑制に取り組むことが急務となっていることから、かぎ用たばこ等に関して換算に用いる重量を1gとすることを要望する。

### 製造たばこの種類



第1種(紙巻たばこ)



第2種(パイプたばこ)



第3種(葉巻たばこ)

### 要望②



旧3級品の製造たばこ

### 要望③



第4種(刻みたばこ)



かみ用の製造たばこ



かぎ用の製造たばこ(スヌース等)

### 紙巻たばこ旧3級品の銘柄別売り上げ(20位以内)

平成21年度(たばこ税増税前): 圏外

平成22年度(たばこ税増税後): 銘柄E(19位、シェア1.3%)

平成25年度: 銘柄W(8位、シェア2.1%)  
銘柄E(9位、シェア2.1%)

(参考)一般社団法人日本たばこ協会

### 紙巻たばことかぎ用の製造たばこのニコチン含有量の比較



### 要望内容

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。

<参考> 平成26年度税制改正大綱(平成25年12月12日 自由民主党・公明党) (抄)

#### 第三 検討事項

11 医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

### 背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時(平成元年)、引上げ時(平成9年)に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法、三党実務者合意により、8%引上げ時において、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。  
(別建て高額投資対応の問題点)
  - ・高額投資に係る消費税負担を個別に償還することは医療保険加入者等の理解を得られない。
  - ・今回の消費税引上げ分のみ償還したとしても、不公平感が残り、根本的な解決にならない。等
- その際、10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。

# 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

## 要望内容

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。  
 また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

## 現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：( )内の%は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81%）を合算した税率

## 社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

### 要望内容

- 「「日本再興戦略」改訂2014」において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする」とされており、時代に合った認定要件へ見直しを行うにあたり、現在、社会医療法人に適用されている非課税措置等について、その認定要件の見直しを行った場合においても引き続き適用する。  
また、周辺環境の変化等により要件を満たせなくなって認定を取り消された医療法人について、認定取消後も一定の要件を満たす場合には、過去に認定を受けていた時期における収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。

### 要望内容の考え方

- 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業の法人税非課税措置等が適用されている。  
このため、社会医療法人の認定にあたっては、構造設備、公的な法人運営に関する要件等の他に、救急医療等確保事業における実績を有していることが認定要件とされている。  
しかしながら、救急医療等確保事業に関する実績要件については、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなると認定を取り消されるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。  
また、認定を取り消された場合、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与える恐れがある。
- そこで、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として安定的な運営ができ、社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とすることを検討する。
- また、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなり、認定を取り消された場合であっても、社会医療法人における公的な法人運営に関する要件（社会診療報酬に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること、理事等に対する報酬について支給の基準を定めて公開していることなど）を引き続き満たすこと等を条件として、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。

# 研究開発税制（総額型）の控除限度額拡充の恒久化等 （所得税、法人税、法人住民税）

## 要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制について、総額型の控除限度額の拡充措置（税額控除限度額を法人税額の20%から30%に拡充）の恒久化などを図る。

## 現行制度

※平成28年度末まで  
上乗せ（時限措置部分）

### 高水準型

（減収額93億円）

控除額 = 売上高の10%を超える試験研究費の額 × 控除率

○控除率 = (試験研究費 / 売上高 - 0.1) × 0.2

選択

### 増加型

（減収額173億円）

控除額 = 試験研究費の増加額 × 5 ~ 30%

増加額 = 前3事業年度の平均試験研究費からの増加額

<条件>

- ・前2年度中の多い額より試験研究費が増加していること
- ・増加割合が5%を超えていること

税額控除額は、法人税額 × 10% まで

+

### 総額型 （減収額3,686億円）

控除額 = 試験研究費 ×  $\frac{8 \sim 10\%}{1}$

$\left[ 8\% + \frac{\text{試験研究費}}{\text{売上高}} \times 0.2 \right]$

（注）特別試験研究費の場合：12%

税額控除額は、法人税額 × 20% まで（※）  
【ただし、平成26年度末までは30%まで】

※控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰り越し可能。

本体（恒久化部分）

### 要望②

オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

要望①  
控除限度額拡充の恒久化

## 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置（国民健康保険税等）

### 要望内容

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号（プログラム法））、「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、

- ① 国民健康保険の財政上の構造問題の解決に向けた方策や、運営に関する都道府県と市町村の役割分担の在り方
- ② 個人の健康・予防に向けた取組に応じて、各被保険者の保険料に差を設けることを可能とするなどのインセンティブの導入

等について検討を行い、その結果を踏まえ、次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

### 現状（要望の背景）

#### （1）国民健康保険の保険者・運営等の在り方の見直し

- ・ プログラム法において、国民健康保険の保険者・運営の在り方について、財政支援の拡充等により国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、①財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、②保険料の賦課・徴収等について市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担について検討することとされている。

#### （2）健康増進・予防インセンティブの付与

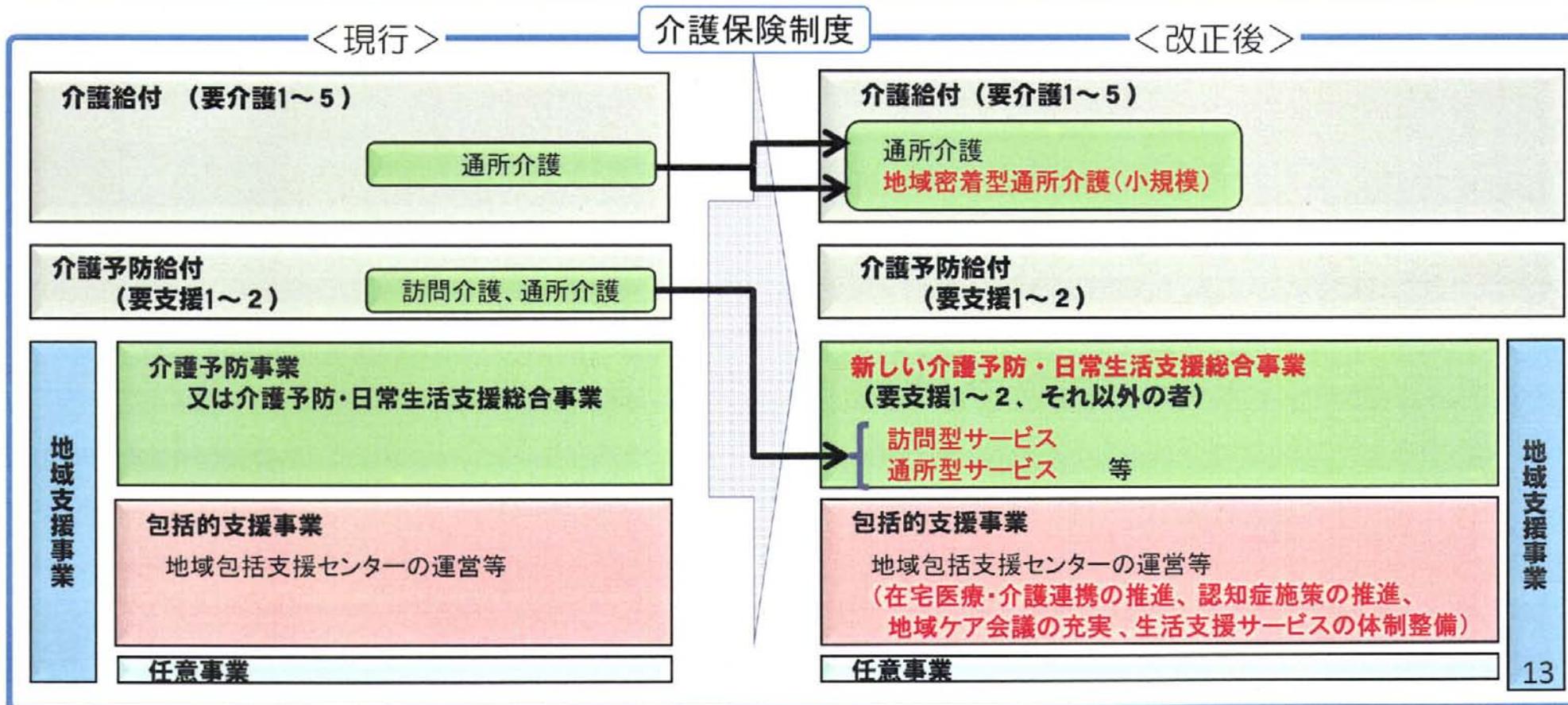
- ・ プログラム法において、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとされている。
- ・ また、日本再興戦略改訂等においても、個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が各被保険者の保険料に差を設けることを可能とするインセンティブの導入について、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ、今後検討することとされている。

⇒ 今後、社会保障審議会医療保険部会、国保基盤強化協議会等の議論を踏まえ、次期医療保険制度改革において税制上の所要の措置を講ずる。

# 介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置 (法人税、法人住民税等)

## 要望内容

介護保険法改正に伴い、予防給付のうち地域支援事業へ移行される各サービスについて、引き続き従前のサービスと同様の税制上の所要の措置を講ずる。また、同様に、通所介護のうち地域密着型通所介護へ移行される小規模な通所介護について、引き続き従前のサービスと同様の税制措置を講ずる等、法改正に伴う所要の措置を講ずる。



## 社会福祉法人制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置（所得税、法人税等）

### 要望内容

社会福祉法人制度等については、社会保障審議会福祉部会において見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

### 現状

- 社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、その見直しが必要になっていることから、本年8月以降、社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人制度等の見直しの検討を行っていく。

### 要望内容

確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略」改訂2014においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

### 現状（要望の背景）

- 国民の老後所得については、公的年金と私的年金を組み合わせた形での制度的保障が国際的な流れにある中で、我が国においても企業年金等の役割は高まる傾向にあり、中小企業や一般企業が取り組みやすい制度改善といった、企業が企業年金を実施・継続するための見直しが求められている。
- また、若年層や女性を中心に、ライフコースが多様化し、働き方の複線化・多様化が顕著になる中、個々人のライフコースに合わせた老後の生活設計を支える仕組みが必要。  
加えて、「貯蓄から投資へ」という流れも踏まえて、確定拠出年金制度等の見直しを検討する必要がある。
- このため、平成26年6月から、「社会保障審議会企業年金部会」において、企業年金制度等のあり方について議論を開始したところであり、先般の部会で以下の通り検討課題を整理したところ。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| I 企業年金等の普及・拡大   | III ガバナンスの確保    |
| ①一般企業向けの取組      | IV その他          |
| ②中小企業向けの取組      | ①現行制度の改善        |
| II ニーズの多様化への対応  | ②公的年金制度や税制等との関係 |
| ①柔軟で弾力的な制度設計    |                 |
| ②ライフコースの多様化への対応 |                 |

- 本年秋季以降、上記検討課題に沿って同部会において具体的な検討を行う予定。

## 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

### 要望内容

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成28年度末までの2年間延長する。

### 現行制度

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

#### <主な対象設備>

- (1) 少子高齢化、買い物弱者対策に資する設備
- (2) 環境・エコ・清潔・快適に資する設備
- (3) 震災復興・節電に資する設備
- (4) 安全・安心の確保に資する設備

※ 対象設備については、経済・社会の構造変化に合わせ見直しを図る

### 要望の必要性

- 生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。
- 現在の生活衛生関係営業の業況判断DI(▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。